

新型コロナウイルス感染症対策の一環として 自費PCR検査費用の一部を補助します

- 対象者** 感染症に対する不安がありPCR検査を希望する方で、検査日に上毛町に住民票のある方
- 該当する症状** 無症状の方
- 補助金額** 検査費用の2分の1の額(1,000円未満切り捨て)限度額は10,000円
- 回数** 1人2回まで
- 対象期間** 3月1日(月)～31日(水)まで

補助の流れ

- 子ども未来課に連絡する
- 医療機関等に予約し、概算検査費用を確認する
- 子ども未来課に補助金交付申請書を提出する
- 医療機関でPCR検査の実施
- 医療機関へ検査料金を支払う
- 子ども未来課に補助金請求を行う
※医療機関などが発行する領収書及び補助金の受取口座の通帳の写しを添付
- 審査後、指定口座に補助金を振り込む

PCR検査を受けるにあたっての注意事項

下記内容をご覧になり、医療機関などに相談してください。

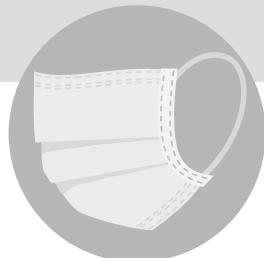
- 発熱などの症状がある方、または無症状でも検査が必要だと医師が判断した場合は、感染症に基づく検査(行政検査)を受けていただくこととなります。
- 検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること(偽陰性)や感染していないのに結果が陽性になること(擬陽性)があります。
- 検査結果が陰性でも検体採取日以降に感染の可能性がります。

《検査結果が陽性となった場合》

- 保健所に情報提供が行われます。
- 症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線223)

上毛町以外の医療機関に勤務している方へ 高性能マスクを支給します



新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療崩壊を防ぐこと、新型コロナウイルス感染症の感染リスクと闘いながら医療の最前線で働く医療従事者に対する町からの応援の意味を込めて、町外の医療機関に勤務する医療従事者に対し、「ウイルス対策用高性能マスク」を配布します。

- 対象者** 町内に在住している、**上毛町以外の医療機関(病院・診療所)**に勤務している医療従事者
(診察・診療・診療補助・看護・看護補助など、患者と接触対応して勤務している方)

- 支給枚数** 1人1箱50枚(1回限り)
- 支給期間** 3月1日(月)～31日(水)まで(土日を除く) 8:30～17:15
- 申請場所** 子ども未来課、大平支所

※申請書と引き換えにマスクを支給します。
※代理の方が申請書を持参していただいてもかまいません。

- 必要書類** 「医療機関従事者ウイルス対策用高性能マスク支給申請書」

※申請書は上毛町ホームページ(<https://www.town.koge.lg.jp/>)からダウンロードできます。また、上毛町役場子ども未来課・大平支所にも備えています。勤務先の証明をもらい、提出をお願いします。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線226)

特集 まちづくりの現場から このコーナーは、九州一輝くまちづくりのため、上毛町第2次総合計画に掲げている事業のプロセスや課題などを紹介するものです。今回は、「道路橋の管理の取り組み」の特集です。

安全に利用できる道路インフラの整備と 長寿命化に向けて

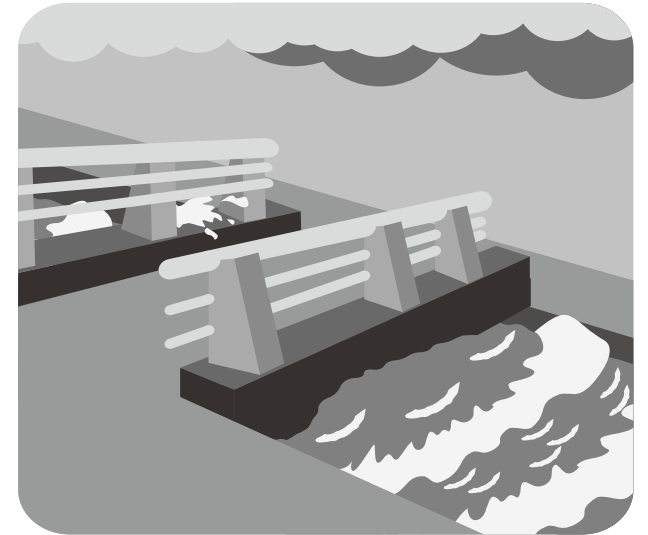
道路橋の管理について

上毛町が管理する道路橋(道路法上の道路に架かる橋長2m以上の橋)は、令和2年度現在で128橋あります。

このうち、架設後50年を経過している橋梁は約9%ですが、20年後(令和22年度)には約83%、30年後(令和33年度)には約91%に増加します。

今後急速に高齢化が進む橋梁に対して、従来の事後保全型(損傷が大きくなってから対策を行う)では維持管理コストが膨大となり、限られた予算制約の中で、安全性や信頼性を確保することが困難となってきます。

このような背景から、計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋梁を維持していくため、町では、「上毛町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画に基づいた橋梁の点検や維持補修工事を行っています。



1 橋梁点検

橋梁の点検は、5年に1回の近接目視点検が義務付けられており、上毛町でもこれに基づき点検を行っています。現在2巡目の点検を行っています。

橋梁点検結果については、橋梁ごとに点検カルテを作成し、福岡県建設技術情報センターで一元管理を行っています。

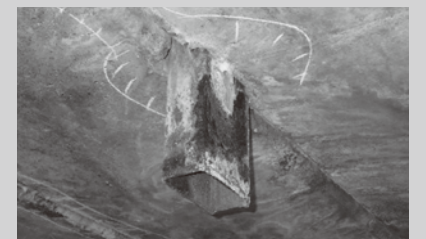
また、脚立などで近接目視点検のできる橋梁は、職員による直営点検もを行っています。



2 長寿命化修繕計画策定

橋梁の健全性、社会的影響度、相互的個別条件を考慮して、対策優先順位を設定しています。また、点検が1巡する5年毎に、点検結果を基に長寿命化修繕計画の見直しを行い、優先順位の見直しを行っています。

- ①健全性の低い橋(損傷の大きい橋)を優先。
- ②健全性が同じ場合は、社会的影響度の大きな橋を優先。
- ③健全性・社会的影響度が同じ場合は、総合的個別条件に基づいて算定された点数が高い橋を優先。
- ④上記の全てが同じ場合は、部材健全性に着目した優先度点数が高い橋を優先。



3 橋梁補修工事

長寿命化修繕計画で対策優先順位の高い橋梁から、橋梁補修工事を実施し、予防保全管理を行っています。また、補修工事を行った橋梁も5年に1度の点検を行い、全橋梁の経過観察を行います。

橋梁点検、診断・データの更新、蓄積・長寿命化修繕計画・橋梁補修工事とサイクルを回しながら、皆様が安全に利用できる道路インフラの整備と長寿命化を図っていきます。



●問い合わせ先 建設課 土木係 TEL 72-3159(内線191)